

(様式4) 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1銃種、2許可証番号、3本（国）籍、4住所、5氏名、6性別、7生年月日、8登録事由発生日、9許可番号、10有効期間、11商品名等、12銃口径、13銃特徴、14銃番号、15銃全長、16銃身長、17適合実（空）包、18替え銃身本数、19替え銃身、20用途別、21管轄警察署、22追加打刻番号、23記事、24取消事由又は失効事由、25問題銃状態、26電話番号、27勤務先、28原許可年月日、29原許可番号、30確認年月日、31許可年月日、32考査の得点
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第2号、第2号の2、第3号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者、第5条の3の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を受講した者、第5条の3の2の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習を受講した者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合）、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁

開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 長野県長野市大字南長野字幅下692番地 2	
訂正及び利用停止に関する他の 法令又はこれに基づく命令 の規定による特別の手続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課	
	(所在地) 長野県長野市大字南長野字幅下692番地 2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	